

資料編 II

ここに掲載する新聞等の資料類①～⑦は、阪神大震災を契機に社会的注目をあびている「非営利（NPO）組織・ボランティア組織の立法化」に関わるものを中心としました。労働者協同組合法制定へむけて、この動向を無視することはできず、一致する点では協力の関係をすすめながら、非営利性や市民的公共性のあり方に関わって実りある論議を交流することがのぞまれます。

なお海外の労働者協同組合法で参考となるものは、以下の文献に掲載されています。

- ・日本労働者協同組合連合会編『ワーカーズコープの挑戦』（1993年、労働旬報社）
フランスの労働者協同組合法を掲載
- ・富沢賢治他著『協同組合の拓く社会－スペイン・モンドラゴンの創造と探求』
(1988年、みんけん出版)

スペイン協同組合法、モンドラゴン協同組合基本原則を掲載 (編集部)

①市民活動を支える制度をつくる会C's News Letter創刊号**今月のトピック****ボランティア支援立法にむけ政府の取り組み始まる**

阪神大震災を契機に、政府はボランティア支援のための立法の検討を本格的にスタートさせるようだ。2月始めには、関係省庁からなるプロジェクトチームが発足する。一方、昨年末より与党三党の間でも、NPO法のためのプロジェクトチームができるなど、市民活動をめぐる法整備の動きは、急速な展開を見せ始めた。

◆政府がプロジェクトチームを発足させる

阪神大震災に対する対応の中で、政府は新たにボランティア活動支援のための立法を行う用意の

あることを明らかにした。これは、1月27日の衆院予算委員会で、加藤絢一議員（自民党）の質問に五十嵐広三官房長官が答えて述べたもの。

質疑のやりとりの詳細は不明だが、各紙の報道によると、加藤議員の質問に答えて、関係閣僚は次のようなことを述べた。

村山首相は、被災地でのボランティア活動について、「活動がしやすい環境を作るとともに、けがをした時の補償を考える必要がある。」

野中自治区は「活動への寄付の受け入れ窓口や基金づくりに協力したい。ボランティア保険も自

治体で考えるべきだ。」

前田法相は「法人格付与のための個別立法の必要性について検討している。」

また、これらをまとめる形で五十嵐官房長官が、関係省庁によるボランティア団体への寄付の税額控除や法人化の問題を検討するプロジェクトチームをつくる方針であることを表明した。

29日には、阪神大震災緊急対策本部の会合が開かれ、ボランティア支援立法を念頭において検討を進めることができた。その後、五十嵐官房長官から関係省庁へチームを起ちあげるよう指示があった。最初の関係省庁による会合は2月3日に開かれる予定である。

現在、新聞記事などから関係することが判明している省庁は次の通り。

大蔵、総理府、総務、経済企画、法務、自治、厚生、文部、環境。中心となっているのは経済企画庁である。

チームのスケジュールとしては、米国などの海外の事情も調査した上で、夏前までには結論を出す方針であるとされている。

◆検討されるボランティア新法の内容は

検討されることになるボランティア新法の内容については、現在のところ五十嵐官房長官が27日の記者会見で明らかにした以上のものはシーズでは掲んでいない。

各紙の報道をまとめると、次のような大枠が述べられたようだ。

1) ボランティア活動支援については特別立法で対応する。

2) 具体的には次の3つの方向性を検討する。

①届出制によって現在任意団体であるボランティア団体が公益法人格をとれるようにする。

②ボランティア団体への寄付に対して課税控除を行う。

③ボランティア個人が保険に加入するときには国が保険料を半額補助する。(29日の政府会合では、「2次災害に巻き込まれた際の補償」という表現に変わった)

3) 法人格付与にあたっては、その基準や団体の活動をチェックすることも規定する。

さらに、五十嵐官房長官は、記者会見や29日のNHKの日曜討論で、ボランティア活動への支援の整備が遅れていた原因として、「今までボランティア活動に関する主務官庁も決まっていなかった」(ことが問題だった)と述べている。

これは、各分野にまたがっているボランティア活動を一括する主務官庁の設定を想定したものと受けとめることも出来、その真意が気に掛かる。

また、自治省の基金創設案などのようなアイディアも今後プロジェクトチームで出されることが予想される。

対象となるボランティア団体の分野が、現在の災害復興に関わっている団体だけに限定されないか、という懸念がシーズ事務局に寄せられている。これに関しては、「政府としては、個人や団体が災害復旧や国際貢献で活動しやすくするため」(朝日:30日朝刊)に法案の検討に入ったこと。環境庁などがチームに入っていること。与党三党的プロジェクト(後述)は、阪神大震災以前から立ち上がっており、広範囲な市民団体を対象としていたこと、などから現在は、平常時の広範囲な市民団体を対象にしていると考えられる。ただ、今後どう変化するかは見通せない現状だ。

◆シーズは申し入れなど緊急対応を検討

シーズ事務局としては、ボランティア支援のための立法が政府から提案されたことに対して、基本的には歓迎している。しかし、立法が政府主導のみで進む可能性があることと、阪神大震災という非常事態に対応しての立法であるということで懸念を覚えている。

シーズ運営委員会が、政府表明の直前の25日に開かれたこともあり、現在は情報収集に力を入れている。事務局サイドとしては、早い時期に政府に申し入れをするなりの対応策を実施し、各分野の市民団体と協力しながら、法律の内容をシーズの主張に沿う方向に持っていくことを考えている。

(1月31日)

与党三党のNPO法研究会スタートする

さきがけがNPO法の立法を検討へ

新党さきがけが、有志で開いていたNPS支援問題研究会（座長：梁瀬進）の結論をレポートとして昨年12月12日に公表した。このレポートでは次の措置が案として上がっている。

1) 法人格付与

- ①許可制から届け出制に変更
- ②付与の基準、条件の明確化
- ③法人の活動情報の開示
- ④上記に関する法制度の整備

2) 税に関する措置

- ①法人格の付与と課税特典の付与の分離
- ②個人寄付に対する所得控除の創設
- ③企業寄付の定義の見直し
- ④企業の一般寄付に対する損金算入限度枠拡大
- ⑤公益法人のみなし寄付金限度枠の拡大
- ⑥特定公益増益法人制度の抜本的見直し

3) 公的助成、補助制度

- ①助成対象の拡大、交付要件の緩和
- ②助成項目の改善（人件費、運営費）
- ③公的基金などの運営の改善

この報告を受けて、さきがけとしては政策調査会のもとに正式に、NPS支援問題プロジェクトを設置した。立法化に向け具体的検討に入るとされており、今後の活動が注目される。

（このレポートが欲しい場合（実費要）には、シーズ事務局までお問い合わせください）

自民党に党の事務局開設

自民党はこのNPO法を与党三党間で協議できる優先的な政策課題の一つと位置づけたようだ。11月17日、NPOに関する、自民党と社会党の二党間レベルでは初めての会合が都内のホテルでもされた。自民党からは加藤紘一政調会長、古賀誠衆議院議員、自民党総合政策研究所主任研究員、社会党からは峰崎直樹参議院議員、自治労からは本

部担当書記、説明員として東京自治研究センター研究員が同席した。今後の社会を考えるにあたってNPOは戦略的な重要性を持つという点で自民・社会両党の見解は一致した。議員による十数名内外の研究会をつくるため、自民・社会・さきがけ三党の政調会長会談を行うこと、研究会の事務局を自民党総合政策研究所におくこと、各党はそれぞれ党に持ち帰って、議論を深めることなどが確認された。

各党では、部会、政策審議会などの検討が行われ三党合同の研究会は現在まで合計3回開かれている。

検討の過程で、自民党「新宣言」（党基本問題調査会答申）、社会党「95宣言」、党税制大綱それにNPO法制度の必要性を明確な文言を入れるよう努力が図られたが、残念ながら時期尚早との理由で実現しなかった。

なお、1月27日の衆議院予算委員会での加藤衆議院議員の質問は、この自民党内のプロジェクトから出たものであると考えられ、自民党の積極的な姿勢が目立つ。

ただ、質問時にさきがけなどと十分協議されたものではないとの情報もあり、今後三党合同のプロジェクトがどのような進展をするのかは、よくわからない。

社会党も研究会を開設

この与党協議を受けてか、社会党でもNPO法のための研究会が昨年12月5日有志でスタートした。これは「NPO推進のための作業委員会」というもの。メンバーは峰崎直樹参議院議員、堂本暁子参議院議員、五島正規衆議院議員、社会党政策審議会、社会党国民生活局、社会新報である。事務局は峰崎議員の秘書が中心となるようだ。峰崎議員、堂本議員ともに参議院大蔵委員会ということもあり、話は、地方分権と消費税とセットになったNPO税制を中心だということである。一

方、協同組合などを研究している協同社会研究会とも連携しているということで、公益性の問題や非営利性の問題などの市民団体の基準という点で、今後どのような方向性を打ち出していくのかが不明瞭な点が気にかかる。

また今年に入りメンバーの一人堂本議員が社会党からさきがけに移った経緯があり、先行きはよくわからない。

新進党も重点政策に

民間非営利セクターの育成を擧げる

新進党は昨年12月10日に開かれた結党大会で採択された「当面する重点課題」で次のような文言を採択した。

「また、民間の活力を生かす立場から、その役割が世界的に注目を集めている民間非営利公益セクターを積極的に創造し、多様な価値観の受け皿づくりを行う。」

この具体的施策がどのようなものになるのか、未だ不明ではあるが、今後なんらかの動きが出てくるものと考えられる。

ボランティア推進に関する広中私案を公表

ボランティア活動の推進のための広中和歌子参議院議員が自らの私案を昨年11月に公表した。基本法となっており、NPO法の項目も若干含んでいる。(この私案を欲しい場合(実費要)には、シーズ事務局までお問い合わせください)

大蔵はNPO/NPO立法に対し

特増法人制度内で対処する考え方

昨年後半から、政府も、NGO/NPO立法に対する要望・世論の高まりを気にしてか、対応策の検討に入ったようだ。特に税制の面での議論が行われている。

昨年秋には、武村大蔵大臣と大蔵省との間で、寄付金税制についての勉強会が開かれている。

11月18日の参議院大蔵委員会での堂本議員がNPO立法の必要性を問いただしたのに対して、武村大蔵大臣はNPO制度の問題に関して次のように問題点を述べている。

「単純に免税といってても税を免じるということ

は補助金を出すことと同じであり、きちんとした公共性がなければ許されないこと。どういう組織、条件なら認めていくのか、きちんと論議すべきである。今の公益法人の中でも役員の私的な運営がなされている問題のある法人もあり、きちんとなければならないと考えている。(たしかに) 幅を広げてもっと弾力的に運用していく必要はある(が)。諸外国の寄付の条件も勉強したが、日本は特別厳しいわけではない。」

さらにこのような弾力的な運用としては

「新しい改革が進むまでの間、地球環境事業団に地球環境基金があるが、このようなものを通して、NPOが実質寄付の恩恵がある道があると考えている。」

と答えている。また小川主税局長はそれにつけて、

「誰がいったこの問題を処理していったらよいのか。それが免税のために担保されなければならない。どこでやったらよいのかという問題がある。」

と断った上で

「助成財団のように、公益活動の中で助成ができる、その受け手である財団が特定公益増進法人としてある。それを活用しながら進んでいく」べきであると答解している。

また、11月22日に行われた武村大蔵大臣とNGOとの懇談会(JANIC主催)においても、シャブラニールの川口事務局長や曹洞宗国際ボランティア会の有馬会長の要望に対して、武村大臣はNGO全体の意見調整というポイントを強調した上で「NGO全体で一つの特定公益増進法人を作り、それに入ってみんなでうまく寄付金を集めれる仕組みがいいのではないか、と思う」と述べた。

松原(シーズ)が「その方法はNGOの独立性をそぐ」と反論したが、大臣は「そんなことはないと思う」という返事だった。

また別ルートのジャーナリストから、このような寄付金のトンネルとして、一つの特定公益増進法人を設立するというプランが進んでいるとの情報もあった。

これらのことから、N G Oに寄付をスルーさせるための特定公益増進法人（もしくは民間基金）のアイデアが出現してくる可能性も強い。これをもってN P O立法に対処しようということになる

かもしれない。

ただ阪神大震災の影響で、2月に入ったから特別立法のプロジェクトがスタートすることになるので、この案が存続するかどうかは不明である。

「活動の場」整備急げ

— N P O研究フォーラム会長の
本間正明・大阪大教授

国民の財政負担の程度を示す国民負担率は、現在約三七・三%。数字からだけだと「小さな政府」に見える。しかしそう考ると危険だ。政府は規制や行政指導という形で、製造・流通・金融などをコントロールしている。パワーを持つた「大きな政府」と言える。なぜ、われわれは自己責任をなしてしまったのか。激しい近代化を進めた明治政府以来、官民の上下関係の伝統はあつたにして、一九四〇年の戦時統制が決定的だった。戦争遂行という国家目標の下に、産業界は丸ごと政府の統制下に入っていた。

戦後になつても、この体制は崩れなかつた。目標が経済復興、成長の維持に変わつただけである。それは人々の目標でもあつたから、国が決め、個人と企業はその枠の中で努力するということを疑わなかつた。その過程で、公益的な活動をすべて政府・行政に任せればいいという「お上二任」意識が定着したのではないか。個人が社会問題に関心をもつことが異端視される風潮が育つてしまつた。

ところが八〇年代になると、経済的豊かさを追うだけでなく、人間性あふれる生き方をしたいといふ個人が出てきた。企業にも海外

進出先の地域との摩擦などをきっかけに、深刻な反省が生まれた。ベルリンの壁の崩壊も大きかった。イデオロギーを超えて、欧米を中心にN P Oや非政府組織（N G O）の活動がさらには広まつた。この流れは日本をも巻き込んだ。人々の意識は、思ったより深いところに変わつてゐる。間接民主主義が機能不全に陥つてゐる今、自分の価値観と方法で社会にかかわりたいと思う人は、ますます増えるだろう。

政府の失敗と市場の失敗を市民の手で直す活動の場として、非営利・非政府セクターを活性化するための基盤整備を、早急に進めなければならない。市民が自発的な活動のネットワークで、国内問題、国際社会とかかわるとき、初めに顔の見える国に脱皮できる。

非営利セクター
国際調査から

下

「驚くべき結果」「意外な数字」「予想と大きく違つて」——。ジョンズ・ホプキンス大学非營利セクター国際比較研究のまとめには、こんな表現が報



レスター・サラモン氏

資金独立の“神話”崩れる

収入源の多く

その頃著な例が、收入源の多くは税金で、この分野は非営利のところ通り、政府一般の予想をはるかに超えていた点ではない。

・行政から独立し、ビジネスとして利潤を追求するわけでもない。だから一般的には、運営資金は政府の公的補助

や事業収入には頗らないと思われてゐる。國の助成は受けても土合はあるまじで民間からの寄付などの見解である。

ところが調査で現れた結果では、「そうした見方は現実に合わないばかりか、まったくの外れ」だった。研究報告書では、そうした結果をいくつも説明グラフにまとめ、「目瞭然」の趣集を心がけている。調査対象七ヵ国についての収入源のグラフを見ても、それが解明に浮き出る。

全体の中では主要な性ではなかった。
要するに比率からすれば、どこの國も
事業収入や國の援助に頼っている。いわばこれまでの「神話」がくすぐれな
亡にもなる。

「各國の收入構成にきわだった違い
はなく、むしろ同じような形で運営さ
れている事実。これが明らかにならうに
ことが極めて重要な」と研究報告書はいう
また「非營利セクター」は多様な運営形態
態をもつと同時に、その目的も社會福

するに、教育・研究・保健医療・ソーシャルサービス・文化・クリニック等が大きなシェアを占める。ちなみに日本の集団は表のようにならなかった。

実際問題として、非常利は看板だけ、現実には利益追求だけにいたしまじ機関もある。政府補助の比率が大きいと、機関・団体が政府の支配下に置かれ、独立性が損なわれる危険性をかかえる。組織である以上、便益化する危険性もある。例えはンガリーでは、「最近、企業が税金逃れのため財團の形をとり始め、非常利分野全体に深刻な反動が起きている」という。

役割多様化の一方で課題

の非営利セクターの集計		の年間雇用者数	
団体数	経常支出 (百万円)	年間雇用者数	野立の年間雇用者数
1,688	202,124	16,109	社、労働問題から教養や芸術の援助
12,488	5,412,975	444,930	まで多岐にわたる。その調査は分
15,016	3,796,106	534,412	野立の年間雇用者数を算出した。平均
20,885	2,406,793	279,625	
128	30,909	2,616	
47	35,438	4,418	
3,514	508,313	11,773	
661	152,533	1,946	
718	66,651	4,591	
19,571	2,592,447	90,416	
11,352	1,037,224	49,299	
88,067	16,301,513	1,440,135	

日本の非営利セクターの集計		
	団体数	年間 経常支出 (百億円)
○ 学術・文化	1,688	202,124
○ 教育・研究	12,488	5,412,975
○ 医療・健康	15,016	3,796,106
○ 社会サービス	20,895	2,466,793
○ 環境運動	128	30,909
○ 地域開発運動	47	35,438
○ 市民権運動	3,514	508,313
○ フィランソロ ピー活動助成	661	152,533
○ 國際活動	718	66,651
○ 経済・労働	19,571	2,592,447
○ その他	11,352	1,037,224
合計	86,067	16,301,513

る。いすれば、これまで漠然としていた姿がその食事事情まで含めて明かにされた。その結果、「非営利セーター」というだけで、すべてが「純粋美徳を備えている」と考えるのも、つの神話」とサラン教授は指摘

対立を超えて
政府と協調へ

が——などなど
されどまた昇降か

一的ではない多様な面倒による生
きが求められ、民間の剝削が増大。加
えて市民社会の成熟、情報ネットワ
ークの広がりが、市民を参加しやすく

詩經

栗原
幅広い立場をした、各國はその
の事情に応じて、あてはまらない
を除いて、データを役立ててくれれ
いい」とサンヨン教授の説明だった。
ではなぜ今、こうした分野が拡大

研究者の間でも議論があつたといふ
「世界共通の視点で把握できるよう

ここで、日本に教育や医療の割合が高いのは、私立の教育機関や病院が統計の中に入っているからだ。日本の場合は、これでを含めるべきかどうかが、ヨンが大きなウェートを占める。ちなみに日本の集計は表のような形になた。

すると、教育・研究、保健医療、ソーシャルサービス、文化・レクリエー-

教育や医療 目立つ日本

の民間寄付はたしかに強力だが、資金

日本
中華

教育や医療 目立つ日本

の民間寄付はたしかに強力だが、資金

日本
中華

阪神地区などを襲った大地震の三日後、現地基地で被災者救済活動を始めて一ヶ月余りが経過した。ボランティア参加者数が毎週増え続け一ヶ月で延べ一万人近くになつた。会の業務は民間非営利団体による応援団を意味する「NPO応援団」。行政と連携しながら独立して被災した人々を応援している。

この間の被災地でのボランティアの立ち上げは単身グループや団体に所属する人、行政への登録者など様々だ。

□ □ □

私たちの会の活動基地を仕切る大阪ボランティア協会はこの間、土・日曜に五百一十六人ずつ押し寄せるボランティアを二三時間で受け付け、仕事を振り分けている。通常

の協会の新規受け付けは年間



佐野 章二

約千人なので、週末の一回間だけで一年分以上の仕事をしていることになる。

もはやこれは「ボランティア市民革命」である。この革

命を大震災で触発された過

程のものにとどめず、長期化、日常生活させていくには三つのレベルで課題がある。

一つ目は、ボランティアを地活動基地は、責任者、副責任者を持つ。二つ目は、ボランティアの「お風呂」(ふろ)ネットワークの現地でのネットワーキングのク

ア「外国人のためのネットワーク」などがある。このよ

うな地域化、専門化の動きは、復旧まで

まらず、将来の対応にどう

いネットワーク」がある。こ

れには、応援する市民の会がある。市民セクターの活動も参考している。

オピニオン・解説

ニア活動を支えるための基本

金が必要である。

二十五億円あれば百ヵ所の

ボランティア活動基地がつく

られる。その意味で、ボラン

ティア活動を支える寄付ボラ

ンティアの役割は極めて重

要である。

二つ目は、ボランティアの「お風呂」(ふろ)ネットワー

ク「外国人のためのネット

ワーク」などがある。このよ

うな地域化、専門化の動きは、復旧まで

まらず、将来の対応にどう

非営利団体に援助を

受け入れている団体やネット

ワークのレベルである。

殺到するボランティアがよ

りよく活動できるようにする

には、ボランティアを受け入

れる調整業務に当たる常駐ス

タッフのいる市民団体の存在

が不可欠である。そして、そ

の団体の活動を維持するには

運営資金が必要だ。ボランテ

ィアをネットワーク化する動

きとして「東灘・地域助け合

うな地域化、専門化の動きは、復旧まで

まらず、将来の対応にどう

いネットワーク」がある。こ

れには、応援する市民の会

がある。市民セクターの活動も参考している。

は第一の行政とは違い、臨機

専門化的動きとしては、「医

療」「建物診断」などから「視

察」、「障害者被災者支援」、「高齢者

を対象としたホームステイ」

市民セクター、ボランティア

は、常に被災地の住民も

集めなければ」と考えた阪

神地区的自治体は、結果とし

て二万人近くの人々を登録と

して、「NPO応援団」は、現

地活動基地は、責任者、副責

任者、常駐の事務担当者一人

がいる。このように、行政

とNPO応援団は、地域社会

の活動が出ていている。「NPO化」の動きが出てい

る。行政登録ボランティア制

と「専門化」の動きが出てい

る。行政登録ボランティア制

の実現性を秘めている。

二つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

三つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

四つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

五つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

六つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

七つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

この種極的な地域づくりに発展する可能性を秘めている。

八つ目は、ボランティア市

民セクターのレベルでの対応で

ある。ボランティア自身が

日本経済に活路はあるか

昨年暮れ、首相の私的諮問機関「経済改革研究会（平岩研究会）」は、経済の効率性を高める目的で行われている経済的規制については原則的に撤廃すべきだとの考え方を打ち出しながら、緩和への具体的な道筋はついていない。経済の構造転換が遅れる中で、円高をきっかけに産業が海外に移転する「空洞化」の進行、「リストラ」の多目による雇用調整などの問題もある。高い成長率を維持してきた日本経済は、最大の曲がり角に立っている。

いろいろの姿」しか描けない。そういう思考方法をまず変えていいといけない。エネルギー、食糧、雇用、環境、その環境に対応できる産業構造はどうあるべきか、という形でゴールを決め、それを実現するた
くに、完全失業率が三%に満たない雇用を維持してこれらたのは、量産効果追求型を続けてきたからだ。生産高規制緩和の本質は、雇用流入している。本当の意味での経済摩擦はここに起きている。

た、けた違いに安い商品が流入している。本当の意味での経済摩擦はここに起きている。

たがために安い商品が流入する調整していくか、一体だな

件費削減しなくて、これなら雇用調整が始まると。どこで調整していくか、となると外に出すんだ、となる

大変な問題になる。

◆規制緩和や市場開放で盛んにわれています。

多様な雇用主体が必要

題は何でしょか、
世界の多くの国では、ま
ずゴール、つまり二十一世
紀のこの時点で、いろいろ社
会をつくるといふ目標を設
定する。次にそこに近づく
ための最適のルートを築
く。ところが、日本では、
規制緩和にしても、ルート
があるだけ、ゴールは定
まらない。これでは「ある
べき姿」ではなくて、「あ
ら、先進国の資本を使つ
めに何か必要か」と考
えれば、そこに対立軸
が生まれてくる。
◆ 日本経済のどこが深刻
なのでしょうか。
すべては雇用の問題に行
き着く。背景には市場経済
の新しいライバルが登場し
たということがある。旧社
会主義国や第三世界、日本
が、いま 国際競争
アを拡大し 消費、大
が増え、一 握される
が増え、一 握される

力を發揮してシステム化すると、販売効率が伸びる。大量生産、大量運用で、量産効率として日本企業は世界一の存在感をもつた。しかし、そのすべてがいい。低収益性を抱えている。設備廃棄か、

雇用者の権利が營々と築かれてきた。それは雇用主によっては規制だ。規制を緩和すれば新たな産業が起きて、労働者を吸収するといふのが、なるほど、絶対数は増ええるかもしれない。だが、賃金は半分に減る。市場開放も互いに良い物は交換し合うという水平的国際分業を維持するのが、人間の本性だ。畢竟、被

なたには危機に瀕んでいた。産階級は民主主義を支える核になる部分で、その中産階級が米国のように没落していくのが一番怖い。

企業だけが二元的にモノやサービスを提供するのではなく、利潤追求を原理とする事業、例えば市民事業や労働者協同組合などを育てる「多目的経済社会」を考えないといけない。介護や福祉の問題など利潤原理から外れたところに市民社会がある。

選択肢を 考える

結・对立軸は何か

3

◆二十一世紀に向け、曰

經濟評論家
内橋 克人氏

